

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 21 日現在

機関番号：14101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730004

研究課題名(和文)大正期の司法官・裁判職員の実体的研究(『官員録・職員録』のデータ化とその分析)

研究課題名(英文)Judicial Officers in Japan:1913-1926

研究代表者

田中 亜紀子(TANAKA, AKIKO)

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号：90437096

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円、(間接経費) 330,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、研究代表者が、以前、研究代表者として参加した「大正・昭和戦前期民事訴訟の実体的研究(司法統計のデータ化とその分析)」(基盤(C)、平成19・20年度)における分担テーマである、「裁判所構成と法曹の分析」を発展させたものであり、『官員録・職員録集成105巻～121巻(大正)』に収録されている司法省・裁判所職員(判事、検事、書記、執達吏)に関するデータベースを作成することを通じて、訴訟件数が増加していたにもかかわらず、政府機関全体が予算削減を求められていたことなどの事情から、司法官淘汰が行われた大正期において、裁判官ならびに検察官を中心とする司法職員の動態を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research follows the research "Trend of Civil Litigation in Japan:1912-1947" which made the database of civil litigation and investigated the actual situation of civil case in pre-world war second period in Japan. In the research, I analyzed the topic of law system, courts, and judicial officers.

In this research, I made a database of name and position of judicial officers (the bureaucracy, judge, public prosecutor, secretary, and executive officer) during Taisho period. Every year there are about 7,000 members in average as judicial officers who worked in the courts (I didn't count judicial officers who worked in prisons this time). At that time, judicial officers had many court cases, in the other hand, the government cut down the staff because of the budget. This database helps to investigate the actual situation of judicial officers in that period.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：司法史 法曹

1. 研究開始当初の背景

日本近代法制史研究における研究は、現行法の基盤である明治期の立法に関する研究から、大正・昭和戦前期、そして占領期以降というように研究対象となる時代が拡大するとともに、憲法・民法・刑法をはじめとする主要法典に関する法継受、立案過程、議会審議に注目した諸研究から、法の担い手や法の対象者となる国民が有していた法概念の解明を試みる研究へと、分野に関しても対象が拡大している。本研究が対象とする司法制度に関しても、裁判所構成法といった一連の司法制度関連法の分析を通じて明治期の司法制度の成立過程を明らかにした染野義信『近代的転換における裁判制度』(勁草書房、1988年)、瀧川叡一『日本裁判制度史論考』(信山社、1991年)をはじめとする諸研究、そして特に近年は、大正以降の司法制度や法曹任用制度に関する三阪佳弘「明治末から大正期の法曹資格・任用制度の展開 改革をめぐる議論とその帰結としての集権化」、「昭和初期の裁判所構成法改正の試み 大審院長の権限拡大をめぐる議論とその帰結」(荻屋昌志編『日本の裁判所 司法行政の歴史的研究』晃洋書房、2004年)や新井勉・蕪山巖・小柳春一郎『ブリッジブック 近代日本司法制度史』(信山社、2011年*1)をはじめとする司法制度に関する研究の蓄積が行われている。他方において、研究対象とする時代が昭和戦前期まで拡大している一方で、司法官および裁判所職員の実態に関する研究については、蕪山巖『司法官試補制度沿革 続・明治前期の司法について』(慈学社、2007年)などの司法官を対象とした研究においても、制度の成立過程の解明などに重点が置かれているため、実態研究は十分に行われていたとは言えない状況にある。

このような状況に対して、本研究は、未だ十分な研究が行われているとは言えない明治以降、すなわち、大正期の司法官・裁判所職員の実態を解明しようとした。これが研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、『官員録・職員録集成 105巻～121巻(大正)』に収録されている司法省ならびに裁判所職員のデータベースを完成させること。そして、当該データベースの分析や大正期における法曹に関する資料に基づき、該当期の判事および検事を中心とする裁判所職員の動態を明らかにすることである。

大正期は、資本主義の発展にともなって、民事訴訟を中心として訴訟件数が増え続ける一方で、行政全体に財政緊縮が求められた影響を受け、裁判所および判事をはじめとする裁判所職員の整理が試みられた時期である。判事及び検事、特に判事に関しては、司法の独立の必要性から、ある程度の制約を受けつつも、戦前においてその地位は保障され

ていた。また、訴訟件数の増加傾向、そして関東大震災に関連する紛争解決への期待は、訴訟に対応する人材の補充を必要とすることから、人員整理は容易には進まなかった。そこで本研究では、大正期の判事を中心とする裁判所職員の実態を解明に取り組んだ。

3. 研究の方法

日本の司法制度史研究において、その実態を解明しようとする研究の一例として、研究代表者が研究分担者として参加していた「大正・昭和戦前期民事訴訟の実態的研究(司法統計のデータ化とその分析)」(基盤研究(C)平成19・20年度)が挙げられる。当該研究においては、特に、「大正・昭和戦前期における民事裁判を支える基盤(インフラ)としての裁判所ならびに司法職員について」の項目を担当し、司法統計データを通じて、当該時期における裁判所の設置数や司法職員の配置数と事件処理の関係などの分析を行った。しかしながら、裁判所職員の実態を解明するためには、数値を対象とするだけでは不十分であり、該当期の政治構造と司法官僚ならびに裁判所職員の人事異動の状況との関係、また、該当期において幾度となく試みられた人員削減問題の対象となった当該職員の特徴を考察するための基礎資料として、当該時期の判事を中心とする裁判所職員の氏名ならびに異動状況に関するデータベースの作成が重要である。そこで、本研究では、『官員録・職員録集成 105巻～121巻(大正)』に収録されている司法省ならびに裁判所職員の氏名を入力し、当該時期の裁判所職員のデータベース作成を行った。

4. 研究成果

大正期の司法制度において注目すべきことは、大規模な人員整理が行われたことである。例えば、1913年(大正2年)4月には、裁判所構成法改正において、裁判所の構成員たる判事を大審院に5名、控訴院に3名としその他司法大臣は裁判事務上必要なときは控訴院又は大審院の決議に依り判事に転所を命じ得る等の改正が行われ、これに伴う判事検事の身分保障に関する臨時法によって、法律第7号判事及び検事の休職並判事の転所に関する法律公布の結果、判検事の変動があり、区裁判所が120余廃止されるとともに、判事220名が減員された。その結果、司法省は同年中に、判事、検事を併せて131人に休職を命じ、98人に退職を命じた他、大規模な休職・退職に伴い、広範囲の人員補充が必要となったことから、残る判事、検事のうち443人に転補・転官を命じたが、当該人事異動は、判事・検事の総数1519人中の15%に休職、退職を命じるものであり、また、29%に転補・転官を命じたという大規模なものであった。続いて、同年中には、判事検事官等俸給令の改正により、判事229人、検事3人を減員したばかりではなく、裁判所書記長書

記定員及俸給令の改正により、書記 308 人を減員したが、これにより、判事の定員は 20% 減で 900 人、検事は 0.7% 減の定員 387 人、書記は 7% 減員の定員 4086 人となったことが指摘されている（前掲 新井勉他『ブリッジブック 近代日本司法制度史』pp187-188）。訴訟件数が減少していない状況にもかかわらず、裁判所職員数が減らされたことによって、残った職員の負担を増加させたことを推測することができるが、この時期の訴訟業務への意欲等の変化については実際の資料などからこれを明らかにすることは難しい。但し、「目下の判検事数は約一千四百余名にして内判事は一千名検事は四百名なるが各区裁判所の増設及復活等に伴ひ著しく人員の不足を庄司殊に近来官学派の跋扈せると家政上の都合より実業界其他民間に下るもの激増したるため当局は頗る憂慮し明年二月迄には全部補充の方針なりと云へるが是迄年に平均五六十名の退職者ありしに対し昨年度の如き約百余名に及び本年も相当の退職者ある見込みなれば主務省に於て極力引留に腐心し居れども其原因は主として官学派の圧迫及び生活上の圧迫に依るものにして奈何とも仕方なく目下之れが善後策に就き寄寄協議中なりと」（「判検事退職者激増」大正七年八月三十日『法律新聞 第千四百四十四号』十五頁。常用漢字にない語句については適宜常用漢字に修正）という記事に見られる様に、大正期の「法律新聞」には、司法官の人材難を嘆く記事や司法官の待遇改善を求める記事を散見することができることから、大正期の判検事を中心とする裁判所職員は良好とは云えない状態にあったことを伺うことができ。この点については、政府も、大規模人員削減によって生じた問題に対して、1917 年（大正 6 年）には、区裁判所復活、判検事増員、支部復活を行うなどの手段を講じているが、人員に関しては、さらにその後、大正 10 年、裁判所更正法中改正（検事総長を親任官とし、判事検事の定年退職等を規定）及び定年退職による判事検事恩給に関する件公布により、判事・検事の定年退職制が導入された。当該定年退職制の導入の背景は、司法官が終身制のため高齢化が進むことや、上級者がその地位をさらず下級者が常に発給に甘んじるといった状況を問題視した時の総理大臣原が司法部の改革に着手したためであることが指摘されている（前掲 新井勉他『ブリッジブック 近代日本司法制度史』p188）。このように大正期は、判事を中心とする裁判所職員にとっては、増加する事件数に対して減らされる人員問題を抱えた時期であった。

それでは、具体的に大正期の裁判所職員にはどのような者が所属しており、どのように異動していたのだろうか。そしてその異動は、大正期の裁判所が置かれていた状況とどのような関係にあるのか。その点を考察するために必要なものが当該時期の裁判所職員の

データベース作成である。

本研究の主たる成果であるデータベースに関しては、大正 2 年（6,327 名）から大正 15 年（8,906 名）までの 10 万人程度の司法職員（判事、検事、書記、執達吏）の氏名を中心とするデータベースを作成した。上に掲げた大正 2 年と大正 15 年の数値を一瞥すれば、法律としては人員削減が行われていた時期であるにもかかわらず、結果として人員は増加していることが判明する。勿論、人員削減の主たる対象は判事であったため、職員全体が増加したこと矛盾するものではないが、数値を見る限りにおいては、そもそも政府の裁判所職員に関する人員削減への対策が十分に効果を挙げたとは言えないということもできる。

当該データベースは、データサイズが 1 MB を超えるものであることから、縮小の上、申請者の個人ウェブサイトに掲載した（5. 主な発表論文などに記入した URL）。しかしながら、当該データベースは、利用者の便宜を考え、今後、個人のウェブサイトから所属機関のウェブサイトへ移動させることを検討している。

なお、当該データベースに関しては、入力作業後、入力者とは別の人物による確認作業を行ったが、入力者により表記方法が異なる箇所（異体字、旧字と新字の統一が不十分、肩書の表記方法の異同等）やパソコンによる入力が容易ではない漢字、そして、印刷物の汚れなどによる文字の判読が困難な箇所などからデータベースとしては完全なものとは言えない状況にあるため、今後、さらなる確認作業、そして最終的には原典であるマイクロフィルムで確認するなど、時間をかけて精度の高いものにする必要があり、残された今後の課題の一つである。

さて、先の述べた通り、戦前の裁判所職員、特に判事に関しては、裁判所構成法第 73 条で転所の保障を含む身分上の保障が規定されていた。しかしながら、大正期においては、行政全体に財政緊縮が求められた影響を受け、裁判所および判事をはじめとする裁判所職員の整理が試みられ、議論の結果、最終的に、「裁判所構成法の改正」「判事及び検事の休職並びに判事の転所に関する法律」「裁判所廃止及び名称変更に関する法律」「裁判所管轄区域に関する法律」などによって整理が行われた。すなわち、大正 2 年、司法大臣は、全国で 128 の区裁判所を廃止するとともに、判事及び検事中 232 人に休職を命じることが可能となった。このことは、過去の共同研究である「大正・昭和戦前期民事訴訟の実態的研究（司法統計のデータ化とその分析）」（基盤研究（C）平成 19・20 年度）において、大正元年（明治 45 年）から大正 2 年にかけて、支部裁判所が 74 から 64、区裁判所数が 312 から 184 と減少、但し出張所は 1,409 から 1,533 と増えていることから直ちに裁判所そのものの縮小が行われたとは言えること

ができない) 判事が1,115から847、検事が395から392と減少しているが、今回作成したデータによって、具体的にどの裁判所のどの判事ないし検事が削減対象となったのか、そしてその後に行われた区裁判所の復活などに伴う人員補充は具体的にどのように行われたのかを確認することが可能となった。

また、現在において、判検事に対しては、数年ごとの異動を繰り返すという人事が行われているが、そのような人事異動の実態を作成したデータベースに基づいて分析することも可能となった。その一例として、大正15年の大審院(図1)名古屋控訴裁判所(図2)安濃津地方裁判所(図3)松阪区裁判所(図4)に所属する人々の数年間の移動状況を抽出した図を以下に掲げる。

図1 abからは、大審院判事に関しては東京控訴院をはじめとする大阪控訴院、長崎控訴院からの異動という人事ルートが存在が考えられるものの、中には少数派ではあるものの東京地方裁判所や大阪地方裁判所(中には大阪区裁判所)からの異動があったことを確認することが出来る。また、抽出した時期に限定されるかもしれないが、判事と比べて検事の異動は固定しており、判事よりも長期間大審院に所属していること、前職としては、判事同様に控訴院からの異動の他、少数ではあるが、地方裁判所からの異動もあったことを確認することが出来る。

Table showing movement data of judges and prosecutors from 1926 to 1928 across various courts like 大審院, 東京控訴院, etc.

Table showing movement data of judges and prosecutors from 1925 to 1927 across various courts like 大審院, 東京控訴院, etc.

図2は、控訴院の一つである名古屋控訴院に関するものである。控訴院の場合は、院長は他の控訴院からの異動が、判事に関してはは

四年間異動していない者が半数近くを占めているが、異動している者に関しては、控訴院管轄の地方裁判所からの異動が主であることが判明した。他方、検事3名については、1名を除いて他の地域からの異動であり、判事と比べると遠距離の異動が行われている。

Table showing movement data of judges and prosecutors from 1925 to 1928 across various courts like 大審院, 東京控訴院, etc.

図3は比較的中規模の地方裁判所であると考えられる安濃津地方裁判所の状況をまとめたものである。所長の前職は大審院判事であることは、この規模の裁判所にしては奇異な印象を受ける。しかしながら、取り上げた期間中は、判事10名中の約半数は安濃津地方裁判所で継続して勤務している他、司法官試補も数名勤務していることから、判事としての人材育成が行われていることが確認できる。検事に関しては、前任地が札幌地方裁判所や小樽区裁判所であり、控訴院同様に、判事と比べると遠距離の異動が行われていることが確認できる。この点については、今後の課題として、判事・検事の異動の相違が全国的に共通していることなのか、そうであるならば、どのような意図があつて行われていたのか分析する必要がある。

Table showing movement data of judges and prosecutors from 1925 to 1928 across various courts like 大審院, 東京控訴院, etc.

図4は、当時の裁判所制度においてもっとも規模の小さい組織である区裁判所をとりあげたものである。既に述べたように、大正2年には128もの区裁判所が廃止されたが、その後復活しているが、判検事の大規模な人員削減が同時に行われていた影響もあり、規模に応じているものと考えられるが、区裁判所には、判検事が置かれているものと、そうではないものがある。取り上げた松阪区裁判所には判検事は置かれていない。

Table showing movement data of judges and prosecutors from 1928 to 1930 across various courts like 大審院, 東京控訴院, etc.

当該区裁判所においては、監督書記が責任者となっているからであろうが、当該機関において監督書記は異動が行われていない。それ以外の書記に関しては、同一区裁判所あるいは同地方裁判所管轄内の別の区裁判所から

の異動がある他、東京地方裁判所から異動した者も1名確認できる。また、区裁判所にはさらに小規模な出張所があるが、この出張所に関しては、異動は他の組織と比べると少数であり、また、同じ地方裁判所内という点で近距離の異動にとどまっていることが確認できた。

このように、作成したデータベースを元に特定の裁判所に所属した者の変遷を分析することで、大正期の判検事を中心とする裁判所職員の異動の実態を明らかにすることができる。既に述べたように、大正初期に行われた裁判所および裁判所職員の削減は、大正期を通じて徐々に回復し、裁判所に関しては、大正15年には支部裁判所は87、区裁判所は281、出張所は1,704という様に、区裁判所以外は増加、判事は1,196、検事は583名と両者とも増加している。緊縮財政が行われていたにもかかわらず、最終的に数が増加していることは、明治期に行われた、近代西洋の法的素養を身に付けた司法官による前近代的な司法官の淘汰と同じ現象が大正期にも生じたのか、あるいは、大正期の人員削減および大異動は、それとは別の内容を持つものであるのかという点について、今回得られたデータベースを活用しながらも、それ以外の資料も用いた考察が必要であるとともに、大正初期に休職を命じられた判事・検事、そして法律新聞で確認できる大量の退職者が、その後、在野法曹として市民の法的ニーズに応える存在となっていたのかどうかについては、各地の弁護士会所蔵資料などの分析を踏まえた検討が今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

「大正期の司法官・裁判職員の実体的研究」

(代表)(2011年・2012年度 若手研究(B))

大正期司法官・裁判職員データベース

<http://kaze.sunnyday.jp/tanaka-work1.htm>

(上記webページからデータベースのダウンロードが可能)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 亜紀子(TANAKA AKIKO)

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号: 90437096

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: